○　入会林野近代化法制定の経緯

【入会林野、旧慣使用林野】
地域の慣習により、共同利用されてきた山林原野

↓

薪炭材、かやの採取、採草、放牧等

戦後、山村における農業生産技術及び生活様式の変化

- 燃料　（薪炭材　→　石油系燃料）
- 屋根葺材料　（かや　→　瓦、スレート）
- 農耕手段　（牛馬　→　農業用機械）
- 農業用肥料　（草　→　化学肥料）
- 農業用飼料　（草　→　配合飼料）
- 農山村からの人口流出

↓

利用目的が失われ、大部分は粗放状態になる

（国土の有効利用に対する要請
農林業経営の活用に対する地域からの強い要請）

↓

新たな土地利用への転換が必要

しかし、

①入会権等は、慣習上の権利であるため、登記できず実質の土地所有者が不明確であること

②入会林野等は、総有的所有関係の下にあるため、個人による処分利用が制限されること

から、現状のままでは新たな土地利用が著しく困難

↓

権利関係の明確化

入会権を消滅させ所有権等へ転換

「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」の制定

（昭和 41 年 7 月 9 日法律第 126 号）

↓

土地の有効利用

↓

農林業経営の健全な発展